

空 調 夏 期 契 約

(一般ガス選択約款)

2 0 2 0 年 1 0 月 1 日 実 施

(令和2年10月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 解約及び設置の確認	2
7. 精 算	2
8. その他	2
付 則	2
(別 表)	3

1. 適 用

- (1) この選択約款は、当社（導管部門）が定める託送供給約款の別表第1の払出エリア（特定ガス導管事業の区間を除く）で、この選択約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社の一般ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

この選択約款に基づく契約（以下「需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受ける空調機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、以下の条件を満たす場合に当社に対して需給契約に申し込むことができます。

- (1) お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合。
- (2) 需給契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款12(1)に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

5. 契約の締結

- (1) 需給契約は、お客さまが、当社に対して、当社の定める申込み方法により申し込み、当社が承諾した日に成立いたします。
- (2) 当社は、お客さまが以下に該当する場合、需給契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① 最低利用期間を経過する前に契約を解約することが明らかな場合。
 - ② 最低利用期間経過前に契約を解約、又は一般ガス供給約款に基づく契約へ変更したお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款、又は当社の定める他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の日から1年に満たない場合。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません（(3)において同じ）。
- (3) 最低利用期間経過前に需給契約から当社の定める他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (4) 当社は、お客さまと当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息が、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、契約の申し込みを承諾しないことがあ

ります。

6. 解約及び設置の確認

- (1) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、需給契約を解約できるものとします。
- (2) 需給契約はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）は当社の申し出に基づき、お客さまのガスの使用状況に変更がある場合はお客さまのお申し出に基づき、解約できるものといたします。なお、この際、5（2）（3）の規定により、その後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (3) 当社は、4の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は需給契約を承諾しないか、又は需給契約を解約したとみなし、一般ガス供給約款を適用させていただきます。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を連絡していただきます。

7. 精 算

6（3）のなお書きの規定にかかわらず、お客さまが4に定める適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなったと確認した日を含む料金算定期間より一般ガス供給約款に定める料金を適用し、既に料金としてお支払いいただいている金額との差額を申し受けます。

8. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2020年10月1日（令和2年10月1日）から実施いたします。

(別 表)

空調夏期契約に適用する料金表

1. 適 用

料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金について適用いたします。

- (1) 当社は、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間について、料金を算定いたします。ただし、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。
- (2) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、一般ガス供給約款により料金を算定いたします。ただし、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。
- (3) 当社は、空調機器を暖房用に用いる場合で、契約時にお客さまからあらかじめ申し込みがあったときは、12月使用分から4月使用分までの期間については、別に定める選択約款の暖房用季節契約により料金を算定いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金算定期間の料金は、一般ガス供給約款15の規定によりお知らせした使用量に基づき算定いたします。
- (2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (3) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (4) 従量料金は、基準単位料金又は一般ガス供給約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。
料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

3. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

- (1) 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,500.00円
------------------	-----------

- (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,182.50円
------------	-----------

- (3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	89.76円
------------	--------

- (4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。